

## 「認知症の人にやさしいまちづくりに関する有識者会議」の検討状況について

## 第5回 認知症の人にやさしいまちづくりに関する有識者会議

日時：平成29年11月18日（土）18：00～20：00

場所：三宮研修センター 1005号室

## 会 議 次 第

## 1 開 会

## 2 議 事

## (1) 各部会の報告

①事故救済制度に関する専門部会

②認知症初期集中支援事業運営関連部会

## (2) 条例素案について

## (3) 今後の進め方等

## 3 閉 会

## (配布資料)

資料1	委員名簿
資料2	座席表
資料3	有識者会議開催要綱・神戸市有識者会議傍聴要綱
資料4	神戸市認知症の人にやさしいまちづくり条例における事故救済制度に関する規定（案）について
資料5	神戸市認知症の人にやさしいまちづくり条例における運転免許自主返納の促進に関する規定（案）について
資料6-1	第4回有識者会議及びそれ以降の動きを踏まえた条例素案の方向性
資料6-2	新オレンジプラン、WHO認知症グローバル・アクション・プラン、条例による主な取組みの比較
資料7	神戸市認知症の人にやさしいまちづくり条例の論点整理
資料8-1	神戸市認知症の人にやさしいまちづくり条例素案の構成
資料8-2	神戸市認知症の人にやさしいまちづくり条例素案（概要）
資料9-1	認知症の診断に関する専門部会の設置について
資料9-2	有識者会議部会開催要綱
資料10	今後の進め方等について
参考資料1	第4回議事要旨

# 神戸市認知症の人にやさしいまちづくり条例における 事故救済制度に関する規定（案）について

## 1 事故救済制度に関する専門部会の意見を踏まえた規定（案）

- 市は、認知症と診断された人による事故について、別に定めるところにより委員会の判定に基づき給付金を支給する。

## 2 規定（案）にいたる前提

### （1）救済制度のタイプ

- プランⅠとプランⅡ（参考資料4の1参照）のいずれにするかは、今後、財源の規模を含め運用等を検討する中で判断すればよいとの意見であったため（実際、具体的な運用を踏まえて方向が定まるもの）、どちらのプランでも対応できる記載とした（責任能力の有無については触れない形で記載）。
- 事故によって、認知症の人ご本人が亡くなったり、障害を負われたりした場合のご遺族やご本人に対する支援については、引き続き検討することとし、これらの支援を行う場合、行わない場合のどちらでも対応できる記載とした。

### （2）救済対象を認知症の人に限定すること

- 次に掲げる視点を踏まえ、まずは認知症の人に限定して、救済制度を創設することについて異論は無かったため、認知症の人を対象とすることにした。

- ・ 認知症は加齢に応じて多くの人になりうる。  
（平成28年度末現在、神戸市の高齢者人口（約42万人）の1割強（約4万7千人）が認知症の人。85歳以上の約4割が認知症というデータもある。）
- ・ 救済制度をつくることで認知症の人への行動制限を少しでも減らすことが出来るのであれば、認知症の人にやさしいまちづくりのための一つの方策となる。
- ・ モデル事業的に、まずは認知症の人に限定した制度を創設・運用することとし、制度が上手く機能する場合は、今後、他の精神障害等に対象を拡大することも考えられる。

### 3 規定（案）での表現

#### (1) 「認知症と診断された人」について

- 認知症の定義は、介護保険法の定義（脳血管疾患、アルツハイマー病その他の要因に基づく脳の器質的な変化により日常生活に支障が生じる程度にまで記憶機能及びその他の認知機能が低下した状態）と同じ定義とすることとした。
  
- 事故救済制度の対象となる認知症の判定は、診断で行うことに異論はなかったため、診断された人を対象とするよう記載した。（介護保険の認知症にかかる日常生活自立度判定基準ではない。）
  
- 認知症と診断された人全員を対象とするのか、診断により一定の容態の人に絞って対象とするのかは、今後検討していくこととした。
  
- 認知症の診断については、今後、具体的な運用を踏まえ、本部会とは別に、検討していくこととした。

#### (2) 「事故」について

- 事故の加害者（認知症の人）と被害者のいずれかが神戸市民であれば給付対象として良いのではないかとの意見が多かったため、それを踏まえた記載とした。
  
- 神戸市内で起きた事故について、事故の加害者、被害者いずれもが神戸市民でない場合に、制度の対象にするかどうかは、引き続き検討することとした。（事故の加害者の主たる介護者が準監督義務者として賠償責任を負う場合など。）

### (3) 「委員会の判定に基づき」について

- 給付金の支給の判定を行なう委員会を新たに設け、その判定に基づいて、支給することを想定し、「(略)、委員会の判定に基づき、(略)」と記載とした。

### (4) 「給付金を支給する」について

- 救済対象事故や救済額は、類似の救済制度を参考に設定すること、実損の補償ではなく上限を定めた支給を基本として検討することとした。

## 4 その他の検討課題について

- 下記の課題については、今後、具体的な運用を踏まえ検討していくこととした。
  - ・ 犯罪被害給付制度、労災保険、自賠責保険等にはない、物損やその他の損害（例：火災等の物損や電車の遅延損害等のその他の損害）を救済することについてどう考えるか。
  - ・ 法人が被った損害の取扱いをどう考えるか。（事業等に伴う損失への対応としては損害保険等がある）
  - ・ 個人が被った損害の内、事業等に伴う損害の取扱いをどう考えるか。（事業等に伴う損失への対応としては損害保険等がある）
  - ・ 認知症の人の起こした事故で、その方のご家族が被った損害の取扱いをどう考えるか。
  - ・ 被害者が他の救済制度（犯罪被害給付制度や労災保険、自賠責保険等）から給付を受けることが可能な場合や、加害者側から（任意の）損害賠償や、自身が加入する障害保険等から給付を受けることが可能な場合の減額調整についてどう考えるか。

## 神戸市認知症の人にやさしいまちづくり条例における 運転免許自主返納の促進に関する規定（案）について

### 1. 認知症初期集中支援事業運営関連部会の意見を踏まえた規定（案）

- 交通事故防止に向けて、認知症の疑いがある人の運転免許自主返納を推進するとともに、移動手段の確保など、地域での生活支援に努める。

### 2. 規定（案）にいたる前提

#### ○運転免許自主返納の促進における論点整理（当日配布資料に下線部を追加）

委員からの主なご意見や、国の「高齢運転者交通事故防止対策ワーキングチーム」の取りまとめ（H29.6.30付「高齢運転者による交通事故防止に向けて」）を踏まえ、論点を整理。

#### 運転免許返納前について

- 自動車運転を続ける理由には、認知症という病識がないために状況が理解できない場合もあり、認知症の人の尊厳を守る観点から、できるだけ早い段階からの相談を勧奨し、本人が納得したうえで返納していただくことが望ましい。
- 免許返納については、認知症の人の生活状況や認知症の症状に応じ、認知症初期集中支援チームや地域包括支援センターのほか、生活状況をよく知る信頼関係のあるかかりつけ医と連携した個別対応が必要である。

#### 運転免許返納後について

- 通院、買い物、（農作業等の）仕事、余暇活動など様々な生活場面において、自動車は重要な移動手段であり、運転免許の返納にあたっては、返納後の地域での生活の質を保証するため、移動および生活支援策が重要である。
- 免許返納後の状況として、引きこもりや社会参加の機会が減ることにより要介護状態や認知症の進行など、本人の状態悪化のおそれがあることを認識しておくことが重要である。

### 3. 規定（案）での表現

#### ①「認知症の疑いがある人」について

○次に掲げる意見を踏まえ、認知症とは診断されておらず、軽度の記憶障害と認知障害が認められるが、日常生活に支障をきたす程度には至らない正常加齢と認知症の間の中間的な状態の方の運転免許自主返納を推進することとした。

- ・運転の危険性が認識できる早期の段階で運転免許自主返納を促すのが有効である。
- ・道路交通法において、「認知症であると判明した時」免許の取り消しの事由となる。

#### ②「移動手手段の確保など、地域での生活支援に努める」について

○免許返納後も生活の質を保証するため、移動手手段の確保をはじめとした「生活手段」の支援に努めることについて、全委員から運転免許返納推進の前提であるとの意見があり、それを踏まえた記載とした。

### 4. その他部会委員からのご意見

- ・家族の想いとしては、（認知症の）本人に運転をやめさせたい。
- ・免許返納後の生活支援策を充実させたいうえで、高齢になれば積極的に運転免許を返納するのが多数派、という世論になるのが理想である。
- ・認知症と交通事故との関係については疑問があり研究が必要と考える。
- ・認知症の人に運転免許返納の推進をすることは、権利を奪うことにならないか。
- ・認知症の疑いがある人で、なんらかのサポートを行うことで運転ができる人には、そういう支援ができないか。

神戸市認知症の人にやさしいまちづくり条例素案の構成

章・見出し	内容	委員からのご意見等
前文	<p>神戸市では、昭和52年に「神戸市民の福祉をまもる条例」を制定し、市・事業者・市民の協働による福祉都市づくりを、全国に先駆け推進してきた。</p> <p>平成7年の阪神・淡路大震災を契機に、高齢者の見守り活動は、見守り推進員の配置と地域とのさらなる連携による展開がなされており、その後「協働・参画3条例（「神戸市民による地域活動の推進に関する条例など）」のもと、活発な地域活動が人と人とのつながりを深めてきた。</p> <p>また、復興プロジェクトとして神戸医療産業都市構想が進められ、日本最大級のバイオメディカルクラスターが形成されておき、WHO（世界保健機関）健康開発総合研究センターにおいては、高齢化社会に対応するユニバーサル・ヘルス・カバレッジの実現に向けた取り組みが進められている。</p> <p>このような活動が評価され、平成28年9月にG7保健大臣会合が神戸で開催された際に、認知症の取り組みが言及された「神戸宣言」が出され、平成29年5月にWHO総会にて認知症に関する「グローバル・アクション・プラン」が採択された。</p> <p>神戸市は、この世界的な認知症への取り組みを実践する中で、市民誰ひとりとして取り残さないとの決意のもと、認知症の人にやさしいまちづくり条例を制定する。</p>	<p>委員からのご意見等</p> <p>○高齢者見守りなど神戸市のこれまでの取り組み・レガシーの活用を図るべき。 ○協働・参画3条例など、コミュニケーション施策ともリンクすべき。</p> <p>※G7保健大臣会合の神戸宣言を踏まえWHOが採択した「グローバル・アクション・プラン」について反映。 ○世界的な取り組みを国に先駆け、ソーシャルインクルージョンの理念を踏まえ、神戸らしく実践すべき。</p>

神戸市認知症の人のやさしいまちづくり条例素案の構成

章・見出し	内容	委員からのご意見等
(目的)	この条例は、認知症の人のやさしいまちづくりの理念を定め、市、市民及び事業者それぞれの責務と役割を明らかにするとともに、施策の基本となる事項を定め、認知症の人にやさしいまちの実現に資することを目的とする。	
(定義)	「認知症の人」とは、介護保険法第5条の2に規定する脳血管疾患、アルツハイマー病その他の要因に基づく脳の器質的な変化により日常生活に支障が生じる程度にまで記憶機能及びその他の認知機能が低下した状態の方。	○定義がいろいろではないか
(基本理念)	<p>認知症の人のやさしいまちづくりとは、次に掲げる基本理念（以下「基本理念」という。）に基づき推進するものとする。</p> <p>(1) 認知症の人の尊厳が保持され、その人の意思が尊重され、社会参加を促進し、安全かつ安心して暮らし続けられるまことを目指すこと。</p> <p>(2) 認知症の人とその家族のよりよい生活を実現するために必要とする支援を受けられるよう、まち全体で支えること。</p>	<p>※前文を踏まえ、WHOの理念を反映（第2号）</p> <p>○認知症の人や家族は、少しでもただでなく、もう少し何かやっていく状況にありたい。</p>
(市の責務)	<p>1 市は、基本理念に基づき、認知症を重要保健課題に位置づけ、市内の認知症にかかる医療・介護関係者及び大学等研究機関と連携し、「社会的認知の向上と啓発」・「リスク軽減、予防」・「診断、治療、介護、その他支援の充実」・「介護者・家族への支援」・「科学的根拠の基盤となる情報システムの整備・充実」・「研究開発の推進」に基づき施策を総合的に実施するものとする。</p> <p>2 前項については、認知症の人やその家族の視点を重視するとともに、不断の検証及び見直しを行うものとする。</p>	<p>※前文を踏まえて反映</p> <p>※認知症の人にかかる関係者を際立たせた</p> <p>○本人重視の中で自ら発信することを大事にしていけることを盛り込めないか。</p>
(市民及び事業者等の役割)	市民及び事業者は、認知症の人とその家族に対する理解を深め、市と市内の認知症にかかる医療・介護関係者及び大学等研究機関との連携により、認知症の人のやさしいまちづくりを進めるよう努める。	



神戸市認知症の人にやさしいまちづくり条例素案の構成

章・見出し	内容	委員からのご意見等
(責務・役割を踏まえた施策の推進)	前章の責務、役割を踏まえ、市、市民及び事業者は、市内の認知症にかかる医療・介護関係者及び大学等研究機関と連携し、協働して以下の取組みを行うものとする。	○治療薬の開発だけでなく、診断ツール、介護に関する機器の開発も含まれる。
(予防・早期介入)	<p>認知症の予防・早期介入に資するよう、WHO並びに神戸医療産業都市に関連する企業、大学及び研究機関等と連携・協力し、次に掲げる施策を実施するものとする。</p> <p>(1) 認知症の早期発見・早期介入に資する研究に対する介護等の情報提供による協力にすること。</p> <p>(2) 認知症治療薬や早期診断手法の研究、並びに認知症の予防及び介護に関する製品・サービスの開発支援にすること。</p> <p>(3) 認知症研究等で得られた成果など最新の知見の市民への還元及び施策への反映にすること。</p>	
(事故の予防と救済)	<p>1 認知症の人とその家族が安全かつ安心して暮らすことができよう、認知症と診断された人による事故について、別に定めるところにより委員会（※第3章に規定する委員会）の判定に基づき給付金を支給する。</p> <p>2 交通事故防止に向けて、認知症の疑いがある人の運転免許自主返納を推進するとともに、移動手段の確保など、地域での生活支援に努める。</p>	※専門部会での意見を反映
(治療・介護の提供)	<p>1 認知症にかかる相談については地域包括支援センターを中心に推進するとともに、早期受診につながる体制の確立並びに早期診断及び適切な治療・介護の提供に必要な環境整備を行う。</p> <p>2 認知症の人を支援する医療・介護にかかるとともに、早期受診につながる体制の確立並びに早期受診につながる体制の確立並びに早期診断及び適切な治療・介護の提供に必要な環境整備を行う。</p>	※事故救済制度専門部会での議論を踏まえ、「早期受診につながる体制の確立」について反映
(地域の力を豊かに)	<p>認知症の人が住み慣れた地域で最後まで安心して暮らし続けることが出来るよう、次に掲げる施策を実施し、地域の力を豊かにしていくこととする。</p> <p>(1) 地域の実情に応じた効果的な介護予防事業の推進にすること。</p> <p>(2) 認知症の人とその家族が、地域住民や支援を行う人と交流できる環境の整備にすること。</p> <p>(3) 認知症の人が社会での役割・生きがいをもてるような社会参加の場の提供にすること。</p> <p>(4) 地域包括支援センター単位での声かけ訓練の促進など意識の醸成にすること。</p> <p>(5) 認知症への理解を深める啓発及び行方不明者の早期発見のためのICTを活用した取組みなどによる地域での認知症の人の見守りの推進にすること。</p> <p>(6) 児童及び生徒に対する認知症の人を含む高齢者への理解を深める教育の推進にすること。</p> <p>(7) 認知症の人の判断能力に配慮した成年後見等の権利擁護の取り組みの推進にすること。</p>	○権利擁護の制度の活用に触れるべき。

神戸市認知症の人にやさしいまちづくり条例素案の構成

章・見出し	内容	委員からのご意見等
第3章 （委員会の設置）	市は、認知症の人にやさしいまちづくりの推進と評価を目的とする附属機関として、「神戸市認知症の人にやさしいまちづくり推進委員会」を設置する。	※有識者会議の位置づけを整理
（議会への報告）	市長は、毎年度、本市の認知症の人にやさしいまちづくりに関する施策の実施状況を議会に報告するものとする。	
（財政上の措置）	市は、この条例の目的を達成するため、財源も含めた必要な財政上の措置を講じる。	○財源問題も必要ではないか。
（施行の細目）	この条例の施行に関し必要な事項は、別に市長が定める。	

○・・・委員からのご意見

※・・・事務局で整理した内容

# 神戸市認知症の人にやさしいまちづくり条例素案(概要)

## 前文

神戸市では、市民福祉の推進、震災を教訓とした地域見守り活動、医療産業都市の推進などの取組みを進めてきた。  
G7 保健大臣会合「神戸宣言」を受け採択された WHO の認知症グローバルアクションプランの実践によって、認知症の人にやさしいまちづくりを推進

## 基本理念

- ・認知症の人の尊厳が保持され、安全かつ安心して暮らし続けていきたいと思えるまちを目指すこと
- ・認知症の人やその家族がよりよく生きることができ、必要とする支援を受けられるよう、まち全体で支えること

- 予防・早期介入 (WHO・神戸医療産業都市・大学・研究機関等の連携による取り組み)
  - ・研究に対する介護等の情報提供
  - ・認知症治療薬や早期診断手法の研究、製品・サービスの開発支援など
  - ・研究成果の市民への還元、施策への反映

## ● 事故の予防と救済

- ・認知症と診断された人による事故に関する救済 (給付金の支給)
- ・運転免許自主返納の促進
- ・移動手段の確保など、地域での生活支援

## 施策

## ● 治療・介護の提供

- ・地域での相談体制、早期受診につながる体制の確立
- ・適切な治療・介護の提供に必要な環境整備
- ・医療・介護にかかる人材の確保と資質向上

## ● 地域の力を豊かに

- ・交流できる環境や社会参加の場の整備
- ・地域包括支援センター単位での声かけ訓練
- ・ICTを活用した行方不明者対策など見守り体制の提供
- ・市民への啓発、児童・生徒への教育の推進
- ・成年後見等の権利擁護の推進

## 認知症の人にやさしいまちの実現

市民

協働でのとりくみ

医療介護関係者・  
大学等研究機関  
事業者

市

(責務: WHO グローバルアクションプランの実践)

認知症の人にやさしいまちづくり推進委員会

・認知症の人にやさしいまちづくりの推進 ・評価

## 認知症の診断に関する専門部会の設置について

### 1. 趣旨

事故救済制度に関連した認知症の診断基準や診断方法など、認知症検診制度の導入について検討するため、「認知症の人にやさしいまちづくりに関する有識者会議」の下に、「認知症の診断に関する専門部会」を設置する。

### 2. 委員（予定）

- <部会長> ・古和 久朋 神戸大学大学院保健学研究科教授
- ・前田 潔 神戸市認知症対策監
  - ・神戸市医師会
  - ・神戸市民間病院協会
  - ・兵庫県精神科病院協会
  - ・兵庫県精神神経科診療所協会
  - ・兵庫県脳外神内診療所医会
  - ・神戸市看護大学

### 3. スケジュール

- ・12月頃 第1回部会開催 予定